広報にいつ

発行所 新津市役所
発行人 新津市役所 総務企画課
電話 大代表 (2) 2111番
印刷所 東洋館印刷所

水道特集号

創設40年を迎える上水道

企業経営の健全化を検討

生活水準の向上と相まって水(水道)の需要は年ごとに増大しています。水は私たちの日常生活から欠くことのできない大切な役目を果たしている反面、私たちはただ、何となく消費しているようです。そこで、今回は大切な水を供給する当市の水道事業が、現在どうなっているか、今後どうしなければならないか、また、かかえている問題点はどうかなどについて総合的に分析してみたものを水道特集号としてご紹介してみます。

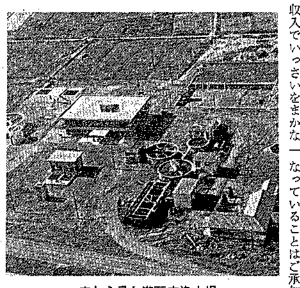
空から見た満願寺浄水場

水道事業は、水道料金収入でいっさいをまかなう、いわゆる独立採算制になっていることはご承知のとおりですが、各市町村によってその料金の定め方がまちまちで、全国的にみても家庭用十立方メートル当たりの料金は最高で千六十円、最低八十円と大きな違いがあります。これはどういうことなのでしょうか。

水道事業の経営については「地方公営企業法」という法律に定められておりますが、また昭和四十二年に日本水道協会が厚生省から諮問を受けて答申した「水道料金算定要領」によりますと、料金が適正であるためには一定の期間を設定してその期間中に使うすべての費用を計算し、また、その期間中に使われる水の量を計算してその水量に費用の総額を適正に割り当てることで料金を定めることとしています。

このような期間の長さはどのくらいが適当かについては、公共料金である水道料はできるだけ長期間改定しないことが望ましいのですが反面、また経済変動が激しい現在では、長期間の予想が困難なことを考え合わせて三年ないし五年くらいが適当とされています。

◇市町村によってなぜちがうのでしょうか

まず、それぞれの市町村によって立地条件が違うことです。お隣りの五泉市や村松町では、きれいな井戸水を原水にしていますが、井戸水の場合は、水の濁りをとる沈でんやろ過の装置が全くいらないばかりか、これに要する薬品費、動力費、職員費も必要ありません。つまり当市の満願寺浄水場の大部分がいらないことになり、費用がそれだけ少なくてすむことになります。最も理想的な条件は、山の上に清水が豊富に湧いているところで、全国的にも安い水道は、このような条件に恵まれている所です。

さらに、事業の規模の大小にも関係があります。全国的にみて、東京都や大阪市の水道料金が低いのは、立地条件などが悪いにもかかわらず、水の需要が年間を平均して大量にあるためです。(別表㈡裏面に掲載)でもわかるように、新津市よりも新潟市の一立方メートル当たりの原価が安いのはこのためです。ですから、それぞれの市町村の水道事業が、独立採算制をとるかぎり、おかれた環境、規模の大小などにより、料金に格差が生じることは、さけられないのです。

生活必需品である水の料金が、住む市町村によって大きな差があることは問題なので、国の段階で格差是正をはかる必要があるとして、機会あるごとに要求を続けておりますが、まだ解決するまでに至っておりません。わずかに、広域水道(数市町村あるいは県の規模)における水源開発のための補助金などの方法がとられている程度で、根本的な解決までには至っておりません。

“儲けるな損するな”

料金算定の原則

◇料金の割りあてかた

必要な経費の総額を、水の使用量全体に正しく割りあてて料金をきめるわけですが、その割りあてかたにもいろいろの方法があります。また「もうけるな損するな」を原則とするのですから、将来予測をできるだけ適確にしなければなりませんが、これもなかなかむずかしいことです。

わりあての方法には、大別して、用途別と口径別があります。当市の現在の料金体系は用途別で、家庭用とか、営業用とか、事業用などのように、水の使いみちにより七つに分類し、さらに基本水量と超過水量とにわけて料金に差をもうけています。

口径別とは、給水管の太さ(メーターの口径)によって、基本的な必要経費を基本料金として配分し、水の使用量に対する一立方メートル当たりの料金は、水の用途に関係なく一律にすることを原則としている方法です。基本料金に口径別によって差をつけるのは、たとえば、十三粍と四十粍では、全部のじゃ口を全開にした場合の水の出る量が十三倍以上にもなるので、常時出すわけではないが、出した場合に対応していつでも出るように準備しなければならない。準備するにはタダでできない。という考えから準備料金をつけることによるものです。

それぞれの市町村の事情によって、どの方法をとるかは違いますが、一般には、口径別方法によることがもっとも合理的だとされています。

水道の実態と財政事情

新津市水道事業管理者
新津市長 志田保

水道事業について、ご協力をいただいておりますことを感謝申し上げます。わが新津市の水道もまだまだ不備の点が少なくありませんが、一応軌道に乗り、皆さまのご要望にこたえながら、逐次施設の充実をはかりつつありますことは、ひとえに市民各位のご協力のたまものと存じご同慶にたえないところであります。

水道事業の運営に必要な経費は、皆さまからいただく水道料金で全部をまかなうもので、税金はいっさい使われておりません。一時に多額の資金を要する拡張工事などは、国の許可を得て資金を借り入れて行なうことができますが、これとても、水道料金のうちから年賦償還をしていく、いわゆる独立採算制度になっております。

水道料金の額については、それぞれの市町村のおかれている立地条件によって、給水の方法がそれぞれ違うことや、事業規模の大小によって、それぞれ差違があり、その格差はますます増大する傾向です。日常生活にとって絶対に欠くことのできない水でありますので、国民が公平に負担するという立場から、市町村によって水道料金の格差がなくなるよう国が財政措置をとるよう日本水道協会や全国市長会などを通じて政府に要望し、強力に運動を続けているところでありますが、広域水道の水源開発に対して、若干の補助金をつけるようになったほかは、いっこうに前進をみておりません。河川の汚濁が全国的にすすみ、全国いたるところの水道が水源対策に苦慮しておりますが、当市水道の水源である阿賀野川も、その例外ではなく、水質が低下し、これに対応する浄水費用がますます増加して、料金へのハネ返りが大きくなってきておりますので、この対策についても、国は何らかの措置をとるべきものと考え、あわせて、さらに強力な運動を続ける所存であります。

当市の水道事業は、十数年間も連続して拡張事業と施設改良を実施してきた結果、そのための起債(国などからの借入金)がぼう大な額になり、昭和四十五年度末現在の残高が、実に八億五千八百万円余に達しております。したがって、そのための元利償還金も年ごとに増大し、昭和五十年度になりますと、一年間に返済しなければならない額が一億円を超える見込みであります。この額は、昭和四十五年度一年間の水道料金収入の約六五%にあたり、起債償還金の飛躍的な増大は、水道会計を極度に圧迫しております。

また、当市の水道は創設以来四十年になろうとしていますので、配水管の老朽化がすすみ、ときどき皆さまにご迷惑をおかけしている赤水の原因になっておりますが、この対策、さらには、全市にわたって、水の出の悪い地域が散在しておりますが、これが解消対策にも、今後少なからぬ経費が必要であり、年々の職員給与のベースアップ、物価の上昇などもあってこのままでまいりますと、水道事業は重大な財政危機を迎えることになり、これを打開するには、やむを得ず料金の改定をせざるを得ない情勢に立ち至ったのであります。もっとも、現行の料金は、昭和四十一年十月に以降五年間を算定期間として定められたものなので、本年九月をもってその期間が終わるところから、料金改定の時期にきているということができますが、公共性の強い水道料金は、できるだけ長期に安定していることが望ましく、値上げをすることはまことに不本意であり、残念でありますが、事情やむを得ないものがあり、ぜひ皆さまのご了承を賜わりたいのであります。

どのように改定されるにしても事業運営にいっそうの創意工夫をいたし、経費の節減につとめ、値上げ幅をできるだけ押さえる方針で検討を加え、今開かれている市議会にご提案申し上げご討議を願っておるのであります。ここに、水道事業についてご説明申し上げ、ご理解とご協力をいただきたく、広報の特集号を発行することにいたしました。事情ご賢察のうえ、よろしくご協力賜わりますようおねがい申し上げます。

収入力上回る投資額

苦しい財政運営

水道事業の財政事情は現在どうなっているのか また、そのような事情になった主な原因は何か。

◇収入と費用と赤字

水道料金としてみなさんからいただくものは水の料金とメーター使用料ですが、昭和四十一年度の収入は九千三百十六万円であり、四十五年度は一億五千六百一万円で六七%増加したことになります。これは、昭和四十一年十月に料金を四〇%値上げしたことと、水の使用料が全体に増加したことによるものです。

いっぽう費用のほうは昭和四十一年度は八千四百四万円であったものが四十五年度には一億六千二百八十一万円と約九三%増加しています。

これをみると昭和四十五年度は、通常の経営については二百四十一万円の黒字となりますが、施設の改良や拡張のため費用が収入二億六千二百二十八万円に対し、支出が二億九千五百三十八万円となり三千三百十万円の不足となっています。この不足額は、前から積み立ててあったものや、利益の繰越金でうめ合わせることができましたので赤字決算になりませんでしたが、四十六年度は補てんする積立金もなくなったので、今のままでいきますと約三千七百六十万円の赤字が予想されます。費用増大の要因は、拡張工事によるぼう大な設備投資の借り入れ金返済が第一なのです。(別表㈠参照)この借入金は、政府資金や公営企業金融公庫資金が大部分です。

ここに注目されるのは第一表に見られるように昭和二十七年以来水道会計が借り入れた額九億三千七百五十万円のうち昭和四十二年度から四十五年度(表では四十五年度となっていますが、四十五年度の工事は四十四年度までに実施してしまったものです)の四か年の間に六億八千七百万円を借り入れ、それに利益金や積立金、そのほか工事負担金など一億一千八百八十九万円を引き当てて拡張工事を実施したもので、財政的にみて無理があったことは明白です。

この借入金は、長期低利となっていますが、何分にも額が多いため、その償還額は四十七年度には八千三百五十八万円となり、逐年増加し五十年度には一億二百四十万円となり、水道料収入の大部分を借金返済に当てなければならない結果となり、増高する人件費、経営物件の値上がり増高などもあり、とうてい耐えることができないことは余りにも明らかです。

施設整備はこれからも必要

それでは、もう拡張工事や施設の改良はしなくてもよいかと申しますと、まだ今後も続けなければならないのです。

もちろん、水の需要の伸び具合いをみながら何年間かに徐々にやっていくものもありますが、とり急ぎ実施しなければならないものも少なくありません。

◆水の使い方の延び具合をみながら実施するもの
〈浄水場の増強〉
〈配水幹線の敷設〉
◆急を要するもの
〈赤水をなくする対策〉
〈水の出の悪い地域の解消〉
以上が主なものです。

別表(一)

起債の状況

年度	借入年度別起債状況			年度別償還額
	年度別借入額	昭45年までに償還した額	残額	元利合計
	千円	千円	千円	千円
27	20,000	16,107	3,893	3,286
28	10,000	6,748	3,252	4,612
29	20,000	12,681	7,319	5,004
30	20,000	12,415	7,585	6,072
31	10,000	3,668	6,332	9,714
32	4,000	1,314	2,686	12,106
33	30,000	8,772	21,228	13,139
34	0	0	0	15,147
35	0	0	0	17,009
36	0	0	0	15,007
37	17,000	3,337	13,663	15,007
38	36,000	5,545	30,455	16,645
39	46,000	6,364	39,636	18,878
40	17,500	1,240	16,260	22,691
41	20,000	817	19,183	22,426
42	55,000	0	55,000	22,288
43	150,000	0	150,000	26,103
44	227,000	0	227,000	35,965
45	255,000	0	255,000	51,345
計	937,500	79,008	858,492	332,444